

陳情番号	陳情第5号
件名	全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情
受付年月日	令和5年5月23日
回付委員会	総務委員会

(陳情要旨)

全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁連」という。）が、令和5年3月18日、「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」を公表し、声明文を全国の1,788自治体に送付した。

声明には、4つの趣旨が掲載されており、この趣旨に基づく決議がなされれば、国連の「宗教又は信念に基づくすべての不寛容及び差別の撤廃に関する宣言」に違反するだけでなく、以下の解釈により憲法違反となるおそれがある。

1つ目の趣旨は、旧統一教会とも言われている世界平和統一家庭連合（以下「家庭連合」という。）による被害を根絶するために、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法による被害、家族被害、2世被害を防止、救済する実効性ある施策を実現、実施されたいというものである。

しかし、家庭連合は、少なくとも現在は正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法を行っておらず、家族被害や2世被害があるという具体的な根拠も示されていない。そのような中、特定の宗教を名指しし、もしくはその活動を委縮させるような決議を行うことは、その地域内の信者らの、思想良心の自由（憲法第19条）、宗教の自由（憲法第20条第1項）に対する侵害となり、憲法違反となることは明白である。

2つ目の趣旨は、政治家に対し、家庭連合との断絶を求めるものであり、3つ目は、議会に対し、関係を断絶する決議を求めるものである。さらに、4つ目は、貴議會議員全員に対し、家庭連合及び関連団体との関係の有無を調査し、関係があった場合にはその経緯や事実等を調査し、公表を求めるものである。

しかし、政治家がいかなる住民と関係を持つかは、各政治家の思想信条の自由により決められるべきであり、特定の団体により禁止を求められるような性質のものではない。仮に、議会がそのような内容の決議や調査を行えば、その地域内の信者らの思想良心の自由、宗教の自由に対する侵害となることはもとより、住民の、請願権（憲法第16条）や参政権（憲法第15条第1項）、また、議員の思想信条の自由及び政治活動の自由（憲法第21条第1項）を著しく侵害するものであり、憲法違反となることは明白である。

さらに、本件声明を提出した全国弁連は、いわゆるスパイ防止法の制定阻止を目的として設立された、特定の政治的主張を持つ弁護士らにより構成される団体であり、その代表世話人弁護士らは、いずれも日本共産党、旧社会党など、特定の左派系政党と関係の深い人物である。

そのような団体の意向に沿うことは、地方議会の政治的中立性（憲法第15条第2項）を害するのみならず、間接的に特定人の経済的利益にくみするものであり、断じて容認できない。

さらに、家庭連合の信者及びその子らは、マスコミによる昨今の過激な報道等により、多大なストレスを受けている。特に、信者の子らの中には、自らの自由意思により家庭連合に在籍する者も数多くおり、その2世たちのストレスは著しいものと言える。

仮に、貴議会において、十分な法的根拠や事実認定根拠もなく、家庭連合やその信者を批判することにつながるような決議等が行われれば、地域社会において、彼らが不当な差別を受けるなど、さらなるストレスが生じるおそれがある。このような行為は、地方自治の本旨（憲法第92条）たる住民自治に反するのみならず、住民の福祉の増進（地方自治法第1条の2）に反することで、違憲違法のおそれがあるものと言える。

また、特定宗教に対する差別及び不寛容を助長し、家庭連合の信仰をもった住民に対する不安と偏見をあおり、地域社会から排除するよう政治家に働きかける声明に対し、国と地方自治体、地方議会においては、不寛容を防止するあらゆる措置をとるべきである。

以上のことから、下記の要望項目について陳情する。

記

- 憲法違反の疑いが強い、世界平和統一家庭連合との関係断絶などの決議を行わないこと。
- 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう配慮すること。

(資料掲載略)